

医療情報技師資格更新制度規程

(目的)

第1条 日本医療情報学会医療情報技師育成部会（以下、医療情報技師育成部会という）は、医療情報技師の知識、技術および資質の保持と向上を図るために、医療情報技師の生涯教育を推進するとともに、医療情報技師の資格更新制度を設ける。本規程は、その手続きを定めたものである。

(資格の有効期間)

第2条 医療情報技師の資格（以下、資格という）は、医療情報技師能力検定試験に合格したときまたは資格が更新されたときから、5年が経過した後の最初の3月31日までを有効期間とする。

(資格更新の条件)

- 第3条 資格更新の申請が行える者は、資格の有効期間内に所定の資格更新ポイント（50ポイント以上）を取得した者とする。
- 2 ただし、5年間のうちに、少なくとも1回は、医療情報技師育成部会が指定する生涯研修セミナー、または生涯研修用e-Learningを受講しなければならない。
- 3 上級医療情報技師の資格を有する者は、本条第1項、第2項の条件を免除し、かつ申請を行わなくても自動的に医療情報技師の資格を更新する。

(資格更新ポイント)

- 第4条 資格更新ポイントは、学会・研究会等の参加・発表、および医療情報に関連する実務活動を対象として付与するものとする。付与する資格更新ポイントは、別表1のとおりとする。
- 2 資格更新の審査にあたっては、当該資格の有効期間内に取得したポイントのみを有効と認め、有効期間外に取得したポイントは無効とする。

(資格更新の方法)

第5条 資格更新の手続きは、以下の手順で行うものとする。

- (1) 申請書類の受理
- (2) 書類審査
- (3) 認定

(4) 新認定証発行

(資格更新の申請)

第6条 資格更新の申請は、有効期限の年の3月31日までに行わなければならない（申請の受付は前年の11月1日から3月31日までとする）。

2 ただし、以下に示すような正当な事由がある場合は、医療情報技師育成部会に届け出ることにより、資格更新の申請期限を猶予してもらうことができる。

(1) 妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合

(2) 海外研修等により、長期に海外に居住した場合

(3) 所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合

(4) その他、医療情報技師育成部会が正当な事由であると認めた場合

(資格更新の申請書類)

第7条 資格更新を申請するにあたっては、以下の申請書類を提出するものとする。

(1) 更新申請書

(2) ポイント申請書（必要に応じて）

資格更新ポイント対象の学会・研究会等の参加・発表を証明できる書類（参加証、発表プログラムなど）を添付すること

(3) 活動証明書（医療情報に関連する実務活動を証明する書類）（対象となる医療情報に関連する実務活動は、別表2のとおりとする。）（必要に応じて）

(資格更新手数料)

第8条 資格更新にあたっては、資格更新手数料（10,000円）を徴収する。

(資格更新の審査)

第9条 資格更新の可否は、申請書類に基づいて、医療情報技師育成部会が審査する。

付 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

この規程は、2008年4月1日から施行する。

この規程は、2009年4月1日から施行する。

この規程は、2010年3月1日から施行する。

この規程は、2010年8月1日から施行する。

この規程は、2010年12月1日から施行する。

この規程は、2012年2月1日から施行する。

この規程は、2012年7月1日から施行する。

この規程は、2012年10月1日から施行する。

この規程は、2012年11月1日から施行する。

この規程は、2015年9月20日から施行する。

この規程は、2015年12月20日から施行する。

この規程は、2017年1月15日から施行する。

この規程は、2017年5月29日から施行する。

この規程は、2019年1月4日から施行する。

この規程は、2020年7月19日から施行する。

この規程は、2022年2月6日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(別表1)

付与する資格更新ポイント

ポイントを付与する事項	ポイント	備 考
日本医療情報学会の会員	2／年 (上限10)	正会員、指名正会員、準会員、学生会員のいずれかであること。
学会・研究会等の参加者		
日本医療情報学会春季学術大会	7／回	
医療情報学連合大会	7／回	ただし、1日参加は4／回とする。
日本医療情報学会看護学術大会	7／回	
医療情報技師育成部会が定める国際医療情報学会等		
MedInfo、MIE、AMIA、APAMI等(通常2日以上開催)	7／回	
その他国外で開催される学会・研究会等(通常1日開催)	5／回	
医療情報学連合大会または日本医療情報学会春季学術大会に併設されるチュートリアル等	1 (上限3)	1チュートリアルを1ポイントとし、1大会のチュートリアルによるポイントの上限を3ポイントとする。
日本医療情報学会または同支部会主催の研究会等	4／回 (ポイントは開催時間により異なる)	
日本医療情報学会が社員または会員となっている団体等が主催する研究会	3／回 (ポイントは開催時間により異なる)	日本医療情報学会が社員または会員となっている団体等とは、HELICS協議会、日本IHE協会、日本医用画像情報専門技師共同認定育成機構等をいう。
日本医療情報学会または同支部会共催・協賛・後援の学会・研究会	3／回 (ポイントは開催時間により異なる)	
医療情報技師育成部会が承認した	1／回	

他の学会・研究会			
医療情報技師育成部会が指定する生涯研修セミナー	10／回		生涯研修セミナーは1日かけて行うことを原則とし、1セミナーのポイントは10ポイントを基本とする。半日またはシリーズのセミナー等のポイントは個々に定める。 医療情報技師資格の更新を希望する者は、5年の間に必ず1回は生涯研修セミナーを受講しなければならない。なお、受講できる回数に制限はない。
e-Learning教材による学習			e-Learning教材によって取得できるポイント数に上限はない。
医療情報技師育成部会が作成した生涯研修用e-Learning教材	10／教材		1教材のポイントは10ポイントを基本とする。短時間の教材のポイントは個々に定める。
外部団体が作成し、医療情報技師育成部会が認定した生涯研修用e-Learning教材	10／教材		1教材のポイントは10ポイントを基本とする。
医療情報技師育成部会等が作成したe-Learning教材	10／教材		1教材のポイントは10ポイントを上限として教材の分量に応じて個々に定める。
学会・研究会等の発表者	筆頭	連名	
医療情報学連合大会	5	1	氏名が抄録集に記載されていること。
日本医療情報学会春季学術大会	5	1	氏名が論文集に記載されていること。
日本医療情報学会看護学術大会	5	1	氏名が抄録集に記載されていること。
日本医療情報学会支部会の研究会	5	1	参加しない場合は共著者と認めない。
医療情報技師育成部会が定める国際医療情報学会（MedInfo、MIE、AMIA、APAMI等）	5	1	氏名が抄録集に記載されていること。

医療情報技師育成部会が承認した 他の学会・研究会	3	1	氏名が抄録集（論文集）に記載されていること。
学術論文の著者	筆頭	連名	国際的な医療情報学に関する学術誌等のポイントは、これを準用する。
学会誌「医療情報学」の原著（研究論文、技術論文、研究速報）	20	5	
学会誌「医療情報学」の総説	15	1	
学会誌「医療情報学」の資料	10	1	
学会・研究会等の講師			
医療情報技師育成部会が開催する生涯研修セミナー		10／回	
日本医療情報学会または同支部会が主催・共催・協賛・後援する学会・研究会		5／回	ただし、会場を変えて同じ内容のものを開催した場合は1回限りとする。
医療情報技師育成部会の活動の参加・協力者			
医療情報技師育成部会委員会の委員等		10／年	
e-Learning教材のコンテンツの作成		1／10枚	上限を10ポイント／回とする。
教科書等の執筆		5／回	
医療情報技師育成部会が承認したその他の活動		5／回 5／年	具体例を別表3に示す。
医療情報に関連する実務活動		5／年	活動証明書（医療情報に関連する実務活動を証明する書類）があること。

本ポイント表は、随時見直しを行って変更することがあります。

(別表 2)

医療情報に関連する実務活動

分類	実務活動
医療機関	病院・診療所
	情報システム担当者
	各部門の情報業務担当者
	診療情報管理業務担当者
	情報システム委員会委員
	薬局・健診センター等
	情報システム担当者
企業	医療情報システム関連企業
	医療情報システム開発従事者
	医療情報システムインストラクター
	医療情報システム保守従事者
	医療情報システムセールスエンジニア
	医療情報システムコンサルタント
大学等	医療情報担当教員
行政	地域保健医療福祉情報担当者
その他	医師会情報管理担当者

実務活動が上記に含まれるか否かがわからない場合は、医療情報技師育成部会事務局にお問い合わせください。

(別表 3)

医療情報技師育成部会が承認したその他の活動

活動例	備考
I H E コネクタソン審査員	申請時にはコネクタソン審査活動証明書のコピーを添付する。